

入札公告
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る平成30年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

平成30年2月9日

支出負担行為担当官
沖縄総合事務局開発建設部長 坂 克人

1. 業務概要

(1) 業務名 管内水中部施工状況確認業務（電子入札対象案件）

(2) 業務目的

本業務は、那覇港、中城湾港、那覇空港、平良港、石垣港において発注される工事の水中施工部における施工状況を確認するための潜水調査を実施するものである。

(3) 業務の内容

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・潜水調査
- ・業務完成図書作成

(4) 成果品について

成果品は以下のとおりとする。

- ・業務実施報告書 1式

(5) 履行期間

契約締結日の翌日～平成31年 3月29日

(6) 本業務は、実施方針を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

また、本業務の予定価格が100万円を越える場合には、実施方針の確実な履行の確保を厳格に評価するため、実施方針の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

(7) 本業務は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

(8) 本業務は、競争参加資格があると認めた者に対し、見積参考資料を開示する業務である。

(9) 本業務は、低入札価格調査等を経て契約した業務について、業務の品質確保を図ることを目的とし、契約図書の照査の有無に関わらず、契約相手方の負担において第三者照査を実施することを義務づける業務である。

(10) 本業務は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

2. 競争参加資格

入札に参加しようとする者は、2-1に掲げる資格を満たしている単体企業、又は2-2

に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2－1. 単体企業

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務の一般競争参加資格の認定を受けている又は申請中であること。なお、開札の時までに上記一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。
- (3) 競争参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等の指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2－2. 設計共同体

上記2－1に掲げる条件を満たしている者により構成される業務特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年2月9日付け沖縄総合事務局開発建設部長）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から管内水中部施工状況確認業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を開札の時までに受けているものであること。
なお、設計共同体として認める業務区分に留意すること。

2－3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得（平成25年12月16日付け府開管理第1943号）（以下「競争契約入札心得」という。）第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但し①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-4. 申請書等の提出者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

- 1) 本業務の履行期間中に工期がある対象工事（業務）に参加している者及びその対象工事（業務）に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
- 2) 「対象工事（業務）に参加」とは、当該工事（測量・調査業務を含む）を受注していること、当該工事（測量・調査業務を含む）の下請けをしていることをいう。ただし、本業務の契約日の前日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。
- 3) 「資本面・人事面で関係がある」とは、次に該当する者をいう。
 - ・一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - ・一方の会社の代表権を有する役員が、他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(2) 業務実施体制に関する要件

- 1) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- 2) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- 3) 設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。
一つの分担業務を複数の構成員が実施していないこと。
- 4) 業務量に対し、予定担当技術者数が明らかに不足していないこと。

(3) 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請者は、平成20年4月1日以降に完了した以下に示すいずれかの業務の実績を有していること（平成29年度完了予定業務を含む）。また、設計共同体にあっても全ての構成員が実績を有していること。但し、地方整備局（港湾空港関係）及び沖縄総合事務局（港湾空港関係）が発注し、請負業務成績評定の評定点を得ているものについては、評定点が60点未満の場合は実績として認めない。

- ・海洋における工事に関する水中部の施工状況確認業務
- ・水中部における調査業務又は潜水作業を伴う工事
(発注機関については問わない)

2-5. 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。なお、設計共同体により業務を実施する場合は、配置予定管理技術者は代表者たる構成員から配置すること

(1) 配置予定管理技術者の資格等

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格等を有する者であり、日本語に堪能でなければならない。ただし、日本語通訳が確保できる場合はこの限りではない。

- ・技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は建設部門）
- ・APECエンジニア（業務に該当する部門）
- ・土木学会特別上級・上級・1級技術者
- ・1級土木施工管理技士
- ・発注者支援技術者
 - ・（社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（I）又は（II）
 - ・RCCM（業務に該当する部門）（但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者）
 - ・潜水士（厚生労働省免許）（但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者）

※「発注者支援技術者」とは以下のとおり

- ・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会委員長」が認定した発注者支援技術者（土木）I種

(2) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定管理技術者は、平成20年4月1日以降に完了した以下に示す同種又は類似業務

(平成29年度完了予定業務も対象に含む。)の業務実績を有すること。

なお、同種又は類似業務の実績については、管理技術者だけではなく担当技術者として従事したものも認める(照査技術者として従事したものは認めない。)。発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請け、出向又は派遣、再委託により行った業務実績についても認める。但し、同種及び類似業務については、沖縄総合事務局(港湾空港関係)又は地方整備局(港湾空港関係)等が発注し、請負業務成績評定の評定点を得ているものについては、当該点が60点未満の場合は実績として認めない。

設計共同体にあっても配置予定管理技術者に対する要件とする。

同種業務：海洋における工事に関する水中部の施工状況確認業務

類似業務：水中部における調査業務又は潜水作業を伴う工事

(発注機関については問わない)

(3) 直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本業務の受注者と直接雇用関係がなければならない。

(4) 第三者照査

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約した場合(予定価格が100万円を超える1,000万円以下の業務においては、「調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約した場合」)、品質確保の観点から、受注者が行う当該業務の照査に加えて、第三者による照査を受注者の負担において実施しなければならない。

2－6. 申請書等に関する事項

申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。但し、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

なお、本業務は「低入札価格調査及び詳細な低入札価格調査(試行)対象業務」(以下、「低入札価格調査」という。)であり、低入札価格調査の詳細は入札説明書および低入札調査作成要領、低入札調査別紙等によるものとする。

(なお、これら調査に伴う履行期間の延長は行わない。)

3) 上記調査は、資料の提出及びヒアリングを実施するが資料の提出を行なわない場合、ヒアリングに応じない場合(辞退を含む)は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

4) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\cdot \text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格評価点の満点は60点とする。

3) 技術評価点の算出方法

申請書等の内容に応じ、下記①、②の評価項目毎及び本業務の予定価格が100万円を超える場合には、③の評価項目を加え評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は60点とする。

①予定技術者の経験及び能力

②実施方針

③実施方針の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\cdot \text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\cdot \text{技術評価の得点合計} = (\text{①に係る評価点}) + (\text{②に係る評価点}) \times (\text{③の評価に基づく履行確実度})$$

4) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第二係

電話 098-866-0031 (内線2528) FAX 098-861-3654

(2) 入札説明書の配布期間、場所及び方法

平成30年2月9日（金）から平成30年4月2日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時15分まで。

入札説明書等は、電子入札システムから入手するものとする。ただし、紙入札方式の競争参加承諾を得た者は上記4. (1) にて配布する。

アドレス：<http://www.e-bisc.go.jp/download/>

(3) 申請書等の提出期間並びに提出場所及び方法

平成30年2月9日（金）から平成30年2月23日（金）17時15分まで、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）する場合は、平成30年2月23日（金）17時15分（必着）までに、上記(1)に1部を持参又は郵送するものとし、電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

(4) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格確認の有無の通知は平成30年3月16日（金）を予定する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により上記(1)に持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）すること。

電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

- 1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成30年4月2日（月）17時15分
- 2) 紙により持参又は郵送の場合は、平成30年4月2日（月）17時15分（必着）
- 3) 開札は、平成30年4月3日（火）15時00分
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 開発建設部
入札室にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- 1) 入札保証金 免除
- 2) 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された実施方針について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

(6) 第三者照査の実施（照査技術者の通知）

- 1) 受注者は、予定価格が100万円を超えて1,000万円以下であり、調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約をした業務においては、照査計画に基づく照査実施時期までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知する。
- 2) 受注者は、予定価格が1,000万円を超え、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で入札した業務においては、低入札価格調査期間末日までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとし、その通知が無い場合には、競争契約入札心得第6条第1項第11号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

(7) 受注後の他業務への入札に関する事後制限

本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は当該業務の対象工事（業務）に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、当該業務の対象工事（業務）に参加してはならない。なお、「対象工事（業務）に参加」とは、当該工事（測量・調査業務を含む）の入札に参加すること、当該工事（測量・調査業務を含む）の下請けとしての参加をいう。

資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。

- ①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- ②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(8) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(10) 詳細は入札説明書による。